

島根県人権施策推進協議会

日 時 令和4年11月17日(木)

13:30～15:30

場 所 サンラポーむらくも 瑞雲の間

○足立GL それでは、ただいまから島根県人権施策推進協議会を開催します。

この協議会は、島根県の人権施策の推進や施策の在り方について、幅広く県民の皆様から御意見を伺うために設置しております。

開会に当たりまして、島根県環境生活部長の竹内より御挨拶を申し上げます。

○環境生活部 竹内部長 失礼いたします。島根県環境生活部長の竹内でございます。島根県人権施策推進協議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から県の人権施策の推進につきまして、格別の御理解と御協力をいただいております。重ねて御礼を申し上げます。

さて、県におきましては、平成31年3月に人権教育啓発を総合的かつ効果的に推進するための指針であります島根県人権施策推進基本方針の第二次の改定を行いまして、この基本方針に基づき、各種の人権施策を推進しているところでございます。しかしながら、今なお偏見や差別意識は依然として存在しておりまして、例えば新型コロナウイルス感染拡大時には、インターネット上での心ない書き込みなどが増えるなど、人権侵害につながる事象が発生している状況でございます。私たち一人一人が、このような状況を自分自身の課題として捉えまして、人権が尊重され、偏見や差別のない明るい社会を築くために、社会全体で取り組んでいく必要がございます。県としましては、引き続き一人一人の人権が尊重される社会の実現を目指し、これまでの施策の成果を検証し、かつ生かしながら、各種人権施策がより一層効果的なものになるよう取り組んでまいりたいと思っております。でございます。

本日は、各部局が実施しております人権施策の実施状況につきまして報告させていただきます。限られた時間ではございますが、委員の皆様には忌憚のない御意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○足立G L 協議会は、人権問題の各分野に関し優れた見識をお持ちの委員により組織しておりますが、前回の協議会以降、新たに2名の委員に御就任いただきましたので、紹介させていただきます。

まず、高齢者の人権課題に関しまして、島根県介護支援専門員協会理事長の石飛委員、そして、人権全般に関しまして、山陰中央新報社論説副委員長の万代委員でございます。

本日は、協議時間を確保するため、新任の委員の皆様のみ一言御挨拶をいただきたいと思っております。

名簿順で、石飛委員、お願いいたします。

○石飛委員 失礼します。ただいま紹介にあずかりました、島根県介護支援専門員協会でも理事を務めております石飛と申します。

介護支援専門員協会は、御存じのとおり、高齢者を支援させていただきます介護支援専門員、ケアマネジャーが所属をしております職能団体になります。現在、会員800名ほどで、ふだん研修をしたり学びの場を持ったりということで活動させていただきます。今日はよろしく申し上げます。

○足立G L ありがとうございます。

万代委員、お願いします。

○万代委員 山陰中央新報社論説委員を賜っています万代と申します。

前任の鎌田のほうで転勤の関係で、私が後任の任期のところを引き継がせていただくことになりました。事前に資料を見せていただいて、改めて施策の幅広さと深さに驚かされるばかりで、今日は勉強させていただき気持ちでここに参りました。ひとつよろしくご願ひ申し上げます。失礼します。

○足立G L ありがとうございます。

本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿のとおりで、16名の委員に御出席いただいております。なお、委員名簿のうち、1番の佐藤桃子委員、2番の高橋委員、4番の秦委員、15番の河野委員の4名の委員は、所用のため欠席です。

事務局職員につきましては、配席表及び出席者名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、ここから後の議事進行は、要綱の第5条に基づき、横山会長をお願いいたします。

○横山会長 皆さん、こんにちは。私は、昨年度より会長を仰せつかっております、人権

擁護委員連合会の横山と申します。どうかよろしく願いいたします。

先月の16日、雲南市におきまして、しまね人権フェスティバル2022が盛大に開催されました。コロナ禍での3年ぶりの開催ということで、感染対策に細心の注意を払っての運営だったと思いますけれども、人が集うことで生じる熱気のようなものを肌で感じることができました。

また、昨年度の実施状況報告書を見ましても、会合等が十分に開催できない状況の中にあつて、メディア等を駆使した取組等が各所で紹介されておりました。なかなか終息が見えない中にあつて、今後のウィズコロナへの方向づけが感じることができました。

さて、本日の会に向けて、委員の皆様からたくさんの質問、意見をいただきました。その中に、この協議会が質問に対して回答するだけの会になっているので、ぜひ委員間での意見交換の時間を確保してほしいとの意見がありました。そこで、事務局のほうで検討していただいて、今回は質問等に対する回答書を事前に各委員まで送り、そして、目を通しておいてもらうことで、質疑をできるだけ短くして協議の時間を確保するという段取りをお願いしております。ということで、今日も限られた2時間という時間ではありますけれども、可能な限り委員の皆さんの御意見をお聞かせいただければと思っております。どうか委員の皆さん、よろしく願いします。また、事務局の皆さん、いろいろ御準備ありがとうございました。どうかよろしく願いいたします。

じゃあ、座らせていただきます。それでは、これから先は私のほうで進行させていただきます。御協力よろしく願いいたします。なお、本日の会議ですが、要綱の第7条に基づき公開して行いたいと思っておりますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、公開という形で進めてまいります。

それでは、早速、議事1、人権施策の推進状況に入ろうと思っております。資料1の推進計画実施状況及び実施計画については、事前に事務局から各委員に送付いただき、委員のほうから意見や質問を出しました。そして、これらに対する回答を取りまとめたのが、お手元にあります資料3、資料4であります。委員の皆さんにおかれましては、事前に目を通されたと思いますが、念のため事務局から概要を簡単に説明していただき、その後で委員の皆さんから追加の質問や御意見をいただくという形で進めたいと思っております。事務局のほうはそれでよろしいですか。

○人権同和対策課 島田課長 はい、そのようをお願いいたします。事務局の皆さんにお

願いですが、本日、終了時間が15時30分ということで時間に限りがございますので、委員の皆様の審議に時間を充てるため、できるだけ手短に、ただ早口にならないようにゆっくりと1分以内で御説明いただくように御協力のほうをお願いいたします。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、資料3のほうを御覧ください。資料3の1ページから2ページにかけて、人権教育については8件の質問が出ています。資料の順に担当課から要点のみ簡単に説明してください。なお、担当課欠席の場合は、主管課から説明をお願いいたします。また、追加質問につきましては、8件の説明全てが終わってからお聞きしようと思っております。

それでは、まずは子ども・子育て支援課から説明をお願いいたします。

○保育支援第二G 富田GL 子ども・子育て支援課です。平田委員の御質問に対する回答です。幼保で省の違いがあり、幼稚園と保育園の小学校に向けての教育の差は全くないのでしょうか。合同研修の成果はどうでしょうという御質問です。委員、御指摘のとおり、幼保で文部科学省、厚生労働省、それから認定こども園は内閣府と管轄の省は異なっておりますけれども、平成29年に指針、それから教育要領のほう同時改定ということで、小学校への接続においては、どの施設においても同様の方向でということで改定をされております。省の違いにより教育の差はないものと考えております。

県では、保育士、それから幼稚園教諭の合同研修を実施しております。研修後、受講者の方からアンケートをいただいておりますけれども、その内容を見ましても、幼稚園でも保育所でも保育者の指導力のほう、研修を通した指導力の向上というところについては、研修の効果が見られたというふうに考えております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

教育指導課のほう、よろしく申し上げます。

○佐藤参事 失礼します。教育指導課です。

そこに書いてある文面は同じものになっておりますが、肉づけとしまして、先ほどありましたように、幼児教育施設それぞれ違いはありますが、研修については合同という形で広く呼びかけておるところでございます。その上で、目標としては、特に子供たちの育ちを中心に捉えながら、幼児期の終わりまで育てほしい姿というものを、それぞれ幼児施設関係なく統一的にゴールと定めながら、県としても幼小接続ということにすごく力を入れて、目標を定めながらそれぞれ学校訪問等、指導を行ってるところでございます。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、同じく平田委員の御質問に対して、人権同和教育課、よろしくお願ひします。

○人権同和教育課 石原課長 人権同和教育課です。P T Aの活動についての研修でございますけれども、各年度、人権教育実践モデル校という形で、幼稚園、小学校、中学校、高校、それぞれ人権教育の実践に努めてもらう学校のほうを指定しております。それに併せて、P T Aのほうも併せて指定をさせていただいております。1年ないし2年間、P T Aを中心に人権教育の取組を進めてもらっているところでございます。

その成果につきましては、P T A人権教育研修会というのを毎年行っておりますので、その上で成果発表、そういったものを行っております。また、各学校でP T A研修、行ってもらっておりますけれども、コロナ禍の中で非常に実施率がちょっと低下しているという現状もございます。このコロナ禍の中で、どういう形でP T A研修をより進めていくことができるかっていうことにつきましては、また今後、様々な検討を深めていきたいと思っております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、続いて万代委員の質問に対して、社会教育課、社会教育研修センターさん、よろしくお願ひします。

○生涯学習振興G 藤原G L 社会教育課です。しまね学習支援プログラムの開発等の事業を使って、どのような人材を育成すべきかというモデルがあれば御教示くださいという御質問でございます。具体的なモデルケースについてはございませんけれども、このしまね学習支援プログラムといいますのは、社会で一線を退かれた方の学び直しに特化したものではございませんが、親御さんの子育てに係る親の気づきですとか、親同士のつながりづくりを狙いとしたプログラムでございまして、これまで県と市町村でそのプログラムの進行役であります親学ファシリテーターを養成してきておまして、昨年度末段階で837名の方がこの養成講座を修了しております。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、永江委員の質問に対して人権同和対策課のほう、よろしくお願ひします。

○人権啓発推進センター 高田センター長 各市町村で実施される講演会を周辺自治体にも紹介するといいいという御意見を頂戴いたしました。新型コロナが流行する前は、周辺自治体にも市町村から案内をしていましたけれども、コロナの流行後は当該市町村の住民を

主な対象として案内して、周辺自治体への紹介はホームページでの情報発信が中心となっております。このような事情はあるんですが、コロナ禍での研修会のやり方などノウハウも一定程度蓄積されてきていると思いますので、市町村委託事業の実施に当たりましては、コロナの状況にも配慮しながら、周辺自治体への紹介について検討していただくように市町村に伝えてまいりたいと思います。

それから、2つ目、みんなで学ぶ人権事業について2つ質問をいただいておりますが、まず、市町村委託事業を基盤として、その上で民間団体委託事業と捉えていいのでしょうかという御質問についてですが、この市町村委託事業、それから民間団体との協働、そして地域の指導者を養成するための事業、それから講師派遣など複合的に取り組んでおります。また、民間団体との協働は全県的に広がっているのかという御質問につきましては、こちらに記載のとおりでありまして、市部だけでなく郡部の民間団体とも協働しておりますが、さらに県内各地の団体と協働できるように広報に努めてまいりたいと思います。なお、松江市の8団体の中には、全県を対象にしたオンライン講演会を実施する団体や、子供向けの人権すごろくを作成して、ホームページでダウンロードできるという企画もありますので、このように県内どこに居住されていても人権が学べる機会を提供できるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、1ページめくっていただきまして、佐藤桃子委員の御質問に対して青少年家庭課、よろしく申し上げます。

○青少年家庭課 宮阪課長 佐藤委員と横山委員、御質問いただいています子どもと家庭の相談機関連絡会議ですけども、いただいているのがメンバーとかその内容とか似通っておりますので、一括してお答えさせていただきたいと思います。

○横山会長 はい、結構です。

○青少年家庭課 宮阪課長 構成している機関ですけども、相談窓口を持っております、県でいいますと児童相談所とか女性相談センター、そういった機関ですとか、それから県警、教育庁といった電話相談とかの窓口を持っていらっしゃる機関、それから、民間でいいますと、島根いのちの電話さんですとか、県の助産師会といった、そういう電話相談をはじめ相談窓口を持っていらっしゃる機関などに参加をさせていただいております。

それから、お集まりいただいた中では、対応に苦慮した事例ですとか、他機関へ引き継いだ事例とか、直近の相談状況などについて情報共有をさせていただいて、その後の相談業

務に役立てていただいているということがございますし、意見交換だけではなくて、研修というのは、講演なんかをしていただいて、研修的な意味合いを持たせ、相談支援の在り方などについても学んでいただいているところです。この会議を通しまして、日常の、通常の相談支援業務で把握した課題の解決方法を学んでいただいたりとか、あるいは相談事案を機関同士で円滑に引き継ぐ方法について協議していただいて、業務の改善に役立てていただいているところです。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員さんの御質問に対しまして人権同和対策課のほうからお願いいたします。

○人権啓発推進センター 高田センター長 同和問題青年団体研修の内容についてです。島根県商工会青年部連合会など、県内の青年団体の会員の方が参加されて、「差別の現実から学ぶ」と題した当事者の方の講話などが行われたところです。以上です。

○横山会長 それでは、人権教育の最後の質問になります。永江委員さんの御質問に対して人権同和教育課のほう、よろしく申し上げます。

○人権同和教育課 石原課長 本県におきましても、人権教育実践資料集、社会教育編という形で、実践例を取りまとめた資料のほうは作成しております。ただ、学校教育において根拠のよりどころとしております人権教育指導資料第2集、学校教育編的に代わる社会教育編的なものがまだ正直ございません。他県にも様々な情報のほうを求めておりますけれども、やはりその社会教育編という形での編集につきましては、それぞれ苦慮している状況があるように思っております。今現在、ちょっといろんな情報を入れてるところでございますので、何らかの形で社会教育編の作成、そういったものに着手できればというふうに考えております。

○横山会長 ありがとうございます。

以上8件の御質問に対して回答をいただいております。質問をなさった皆さん、今の回答でよろしかったでしょうか。お一人ずつ確認しますので、よろしく申し上げます。

平田委員さん、いかがでしたでしょうか。

○平田委員 ありがとうございます。幼児期の教育がどこでも均等に行われるように、いろいろ研究、研鑽されているのは分かりました。

それで、私が外国人部門ということで、担当しているということで、一つ気になるのが、やはり大田市でも昨今ブラジルの子供たち、ブラジル国籍、両親もブラジル人という子供

たちが増えて、その子供たちに関して、保育園で何か特別な配慮をされてますか、小学校に上がるに向けてっていうと、特にはしていませんということで、ちょっとそのところ何か考えていただけたらなという思いがあるので、またそれは御検討いただきたいと思います。

それから、人権研修のPTAの活動に関してなんですが、どの部門においても人権研修ってなかなか難しいところはあるんだろうなっていうのは感じているんですが、これもやはり外国にルーツのある子供たちの中でのいじめの問題というのが、家庭での保護者のいろんな会話の中から子供たちが、その保護者の子供がそれを聞いてて、学校でそれを根拠に外国ルーツのある子供に対して冷たい言葉だったり、ちょっとした暴力だったりということがありますので、保護者の、親の姿っていうのがすごく大事なことなんだろうなと思うんです。研修の難しさは確かに、PTAの参観日があつて、その後研修とかっていう形にはなってるんですが、なかなか研修となると早々、最近の状況から、昔から研修の時間になるとさあっと人が減っていくっていう感じはあるので、何かそこに工夫を持っていただいて、保護者も人権研修参加して、理解が深まることを希望します。ありがとうございました。

○横山会長 それでは、続きまして、万代委員さん、いかがでしたでしょうか。

○万代委員 ありがとうございます。万代です。お答えありがとうございました。回答にあるのを読ませていただいて、ちょっと改めてどういう事業かっていうのを私も仕事柄、取材等でその現場で深く関わってないもので、ちょっと字から判断するしかないのだけれなんですが、非常に大事なことをされてると思いますので、これは引き続き続けていただきたいと思います。

もう一つ、私の質問が抽象的で、なかなかちょっと回答に困られたかもしれませんが、今いわゆる政府のところで言われているリスクリングですね、あれ人権保護とか人権擁護とかは少しちょっと離れるかもしれませんが、人生が一度しかないという中で、今は国民年金の支払いの期間の延長とか、そういった議論がなされている中で、一度就職はして、島根県内で働いて、一通り社会、皆さん貢献された中で、もう1回その人生でいろんなことをやってみたいとか、そういったことを考えたり、そう考えることは自分の健康とか自分の学びとか自分の人生のやり直しとかそういうことを考える中で、やっぱりそういうことに意欲を持った人にしっかり届く施策を打ってほしいという願いがあったので、既存のもので特化したものがないということであれば、それはそれでいいんですが、ちょっと今

後考えていただけたらなと思います。

そういったもう1回学びたいとか、社会に関心を持ちたいとかそういう中で、もう1回学校で勉強したことを振り返ったり、そういう中でまた人権の擁護とかそういったことに、もう1回勉強する中で気づいたりするかもしれないということはあると思いますんで、ちょっと私が言ったようなことは抽象的な話なんですけど、そういったことを実現できるような施策を、組立てをぜひ教育委員会さんとか連携しながら、資金とか機会の提供とかそういったところを、いろんな部局をまたがる話になると思いますが、島根の活力を維持していくためにはその辺の、今の40代、50代がもう一頑張りしないといけないという状況があると思うので、そこでちょっとお願いしたいというふうに思います。

最後にちょっと要望というか、私がふだん公民館とかいろんなところに公式な委員として関わっているわけではないですが、退職された方が公民館を拠点に、例えば自治会で活動したり、いろんな学ぶ場として公民館を活用されている方がたくさんいらっしゃいますが、場所によってはWi-Fi、ちょっと細かい話になりますが、Wi-Fiもよう使えんっていうか、職員の方がWi-Fi独占されてるけど、全然行った方には使わせてもらえないとか、そういった要望があって、もう少し公民館の基礎力の、いつか島根県も力を入れてたと思うんですが、公民館のもう1回基礎力のアップっていうか、インフラも含めて見直しと点検を、本来市町村がすべきことだと思いますが、島根県も様子みたいな、財政支援をするまでもない話だと思うので、そのぐらいのことは公民館のインフラがちょっとやっぱり各市町村で平均して引上げをお願いしたいなというふうに思っております。以上です。

○横山会長 社会教育課のほう、何かお考えがありますでしょうか。

○生涯学習振興G 藤原GL 失礼します。本日ちょっと担当者のほうが欠席しておりますので、先ほど伺った意見につきましては、課の中で共有させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、永江委員さん、よろしく申し上げます。

○永江委員 先ほどは本当に情報提供とか様々な御回答をありがとうございました。

ちょっと簡単に1点ほど、少し意見をお聞きした上でお願いしたいことなんですけれども、やはり啓発全体ということを考えますと、患者、感染者の人権問題の立場で私も出させていただいているところなんですけど、ハンセン病にしたり、旧優生保護法の問題にした

り、エイズ感染症の問題にしたり、今では新型コロナウイルスの感染症に関わる人権問題等々ございます。ずっと今までのところを振り返ってみますと、とにかく新しい感染症が出てきたら、必ずそこに感染した方々とか、感染者を取り巻く家族、医療従事者への偏見、差別というのは、もう付随して必ず出てきているわけなんです。そういうふうなことを考えますと、今後、新たな感染症の発生と同時に、やはり対応策の中に偏見差別対策の周知とか報道の在り方、そして、日頃 of 取組事業において、そういったことを繰り返し啓発なり教育をしていただけたらというふうに思います。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。また、担当のほうで御検討いただければと思っております。よろしく申し上げます。

そういたしますと、2ページめくっていただきまして、佐藤桃子委員さん、今日欠席ですので、私が同じような質問をさせていただきました。ただいま関係の相談機関のほうでの連絡会が行われるということではありますが、広報用のカードに掲載してある施設は大変たくさんございます。そういう中で、私も法務局人権擁護委員の立場で子どもの人権110番というところを担当しておりますけれども、できれば相談機関の連携の中にまた加わらせていただいて、一緒な問題を取り組ませていただいたらありがたいなということを感じております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、太田委員さん、いかがだったでしょうか。

○太田委員 今の答えで結構です。

○横山会長 よろしいですか。ありがとうございます。

最後もう一つ、永江委員さん、いかがでしょうか。

○永江委員 これでよろしいです。

○横山会長 よろしいですか。

大変時間のスピードアップに御協力いただきまして、ありがとうございます。たくさん of 案件があるものですから、進めさせていただこうと思います。

そうしますと、2番の人権啓発のほうに移りたいと思っております。人権啓発については3件ありますので、まずは中小企業課のほうから御説明をお願いいたします。

○団体G 狩野G L 中小企業課でございます。まず、横山先生からの人権啓発講演会開催事業についてでございます。実施計画を出した時点では未定としておりましたので、そのことについて、少し遅いのではないかということ、それから、どのように広報されているのだろうかということを御質問いただいております。

この事業は、書いておりますとおり、中国経済産業局からの委託を受けて実施しております。今年度につきましては契約が9月の初めで、10月の初めに研修を実施しております。その間、契約までのところで並行して、今どういう研修を求められているのかということ商工団体を通じて聞き取りをしながらテーマを決め行っております。少し遅いのではないだろうかということですが、十分に必要な研修の内容をするという点では、10月でも遅くはないのかなというふうに考えております。今年度につきましては、書いておりますけれども、ハラスメントの防止ですとか、ネット発信のリスク管理ということで、島根県の人権啓発推進センターのほうから講師をお呼びして実施しております。以上です。

○横山会長 続きまして、太田委員さんの質問に対してもお願いいたします。

○団体G 狩野GL 続いて、中小企業課です。太田委員さんからは、多文化共生のことについて、企業研修を行う必要があると感じるということ、それから、県内でも中小企業における技能実習生に関する問題が現に起きているということをお願いしております。今年度、人権同和対策研修事業という毎年やっている事業の中で、多文化共生に関する理解を深める研修を計画しております。ちょうどこれが明日行われます。今回はハングル友の会のほうから来ていただき、各商工団体人権同和推進委員が各団体に1人ずつおりますので、その推進委員向けの研修を行いまして、その後、各団体に持ち帰ってもらって、職員の資質向上をしていただくということにしております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

では、続きまして、人事課のほう、お願いいたします。

○人事課 富岡課長代理 太田委員のほうから御質問いただきました雇用促進事業に関連いたしまして、当県職員についての、いわゆる国籍条項についての撤廃の検討状況はいかがかという御質問を頂戴しております。こちらに書いておりますとおり、県職員採用における、いわゆる国籍要件につきましては、判例や国の見解、他県の状況なども踏まえまして、35の職については順次撤廃してまいりました。19職種に国籍条項が残っておりますが、これは、これらの職種について国籍要件を撤廃しますと、公権力の行使ですとか公の意思の形成の参画ができない職員を採用することになり、現時点ではこれらの職種の人事管理、組織運営に支障を来すというふうに考えております。これまでも順次見直し、拡大はしているところではございますけれども、今後も他県等の動向を踏まえまして、引き続き見直しには努めていきたいというふうに考えております。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しての質問ですけれども、最初の質問は私のほうから出させていただきました。ちょっと遅いんじゃないかという話で、御説明をいただきました。事情が分かりましたので、それで結構だと思いますけれども、ちなみに平成30年、そして令和元年度は8月8日に、どうもこの研修が行われておったというふうに資料に載っております。できるだけ当初のところで決まれば、見通しも立ちやすいかなというふうに感じております。

それでは、太田委員さん、いかがだったでしょうか。

○太田委員 2つの質問を出させていただきました。ありがとうございます。明快な答えをいただいて、これで結構です。

ただ、一つ加えて要望としましては、できればこの2つとも県内各市町村の実態をちょっと見ていただいて、やはり県のほうから指導的な、なかなか立ち入って指導というのは難しいかもしれませんが、この今の県内どこでも在住外国人、結婚等で日本に来た外国出身の方なども、やはりこの県内で暮らしていくということもありますし、県全体が多文化共生の社会にするためには、市町村でもやはり同じようなことが必要であると思いますので、できればそういう辺りを御指導いただけたらと思います。それだけ加えておきます。どうもありがとうございました。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、先に進めさせていただきます。3ページのほうを御覧ください。特定職業従事者に対する人権研修等の充実というところで、4件の質問が出ております。よろしくお願ひします。

初めに、川内委員さんの御質問に対して、人事課のほうからお答え願ひします。

○人事課 富岡課長代理 人事課、引き続いて、川内委員からの御質問でございます。障がい者理解に関する職員研修の実施というところでございますけれども、参加者につきましては知事部局、これには企業局や、そのほかの行政委員も含んでおりますけれども、これらの職員のうち希望者の方、これは正規の職員だけではなく、会計年度任用職員などの方も対象としております。

内容につきましては、こちらに記載しております発達障害の内容ですとか特性を知るとともに、障がいのある方が困っていることについて理解を深めること、それから、併せて周りの理解、支援の必要性について学ぶという目的で開催しております。

企画段階では200名程度を想定しておりまして、ちょうど9月から今年11月までのところで県内3か所において開催をしております。おおむね200名程度の方に参加がいただけるのではないかとというふうに担当からは報告を受けております。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、永江委員さんの御質問に対して、人権同和教育課、よろしくお願ひします。

○人権同和教育課 石原課長 それぞれ教職員の研修についてですけれども、初めて教壇に立つ講師さんを対象にした研修から、初任研、それから中堅研、それから管理職といった形で、それぞれのキャリアステージに応じた人権教育のシラバスを作成し、それに基づいて研修を組み立てております。

また、子供たちの変容につきましては、なかなか調査把握は難しいところがございますけれども、学校生活の全ての場面において、子供たち一人一人を大切にしている教育の取組、そういったものを進めてもらうよう、常にお願ひをしております。

また、事務職員さんへの人権教育の研修の継続でございますけれども、事務職員を対象にした研修等もきちんと行っております。

また、経済的困難を抱える家庭、様々な支援を必要とする児童生徒の学びの保障につきましては、学校と社会福祉の連携、その強化を図りながら、例えば今現在、県立学校4校のほうに配置しておりますけれども、学校・福祉連携推進教員、そういったものを通じながら、そういった経済的困難を抱える児童生徒への支援、そういったものも行っております。

また、子ども支援実践講座という研修を設けておりますけれども、こういったものにも事務職員の方にも参加をしていただいて、事務職員の立場から様々な支援がしていただけるような取組を進めておるところでございます。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、次に、太田委員さんの質問に対して人権同和教育課、続いてよろしくお願ひします。

○人権同和教育課 石原課長 初任研でありますとか、あるいは他県からの採用の先生方も増えてくる現状の中で、同和問題に対する理解の差異というものが多少あるかなというふうには認識しております。先ほど申し上げました、キャリアステージに応じた研修プログラムの中で、個別具体的な人権課題について研修を行っております。その中で、同和

問題についてもきちんと取り組んでおりますし、また、各学校が行う授業の中での学年会での研究の協議、そういったものの充実、そういったものを図っていただくような形でお願いをしております。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、次の太田委員さんの御質問に対して県立病院課のほう、よろしく申し上げます。

○県立病院課 川合課長代理 県立病院課です。太田委員さんのほうから、中央病院におけるハンセン病研修の詳細について御質問をいただいております。9月から10月にかけて、計10日間、ハンセン病について研修を開催しております。受講人数は1,208人、委託事業者も含めまして約8割の職員が受講をしております。研修の内容は、DVDの視聴というものですけども、医療職、なかなか研修時間が取れない中で、ハンセン病問題についてとてもよく理解できたという声が多数あったところです。今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、今の回答に対しての、またお声を聞かせてください。

川内委員さん、いかがでしたか。

○川内委員 回答ありがとうございます。発達障害なんですけれども、実は、私は大阪健康福祉短期大学松江キャンパスというところで講師をさせてもらっているんですけども、学生の中にも発達障害の方がいらっしやって、今、島根県では5歳児健康診査を松江市と出雲市では行っていると思うんですが、そのほかの地域ではまだ実施されていないと伺っています。

それで、発達障害と診断された学生は、自分はこういう障害があるんだ、こういう特性があるんだっていうことで、進路選択に当たり、資格や学位を取っても、それを生かしながら自分に合った職業を選択していくことができます。ただ、自分がそういう障害を持つっていう自覚がないまま進路選択で資格を取ってしまうと、もうその資格のところでない就職したからなくなって、それが本当に自分の適性かどうかが分からないまま社会に出ていってしまうということがあります。

それで、もしも可能でしたら、県全体で5歳児健康診査など、早期療育、早期教育、早期診断などをしてもらいたいかなとは思っています。ただし、その運用に当たっては、今、保育士であるとか幼稚園の先生であるとかの中には、障害を持っていることをみんな

にカミングアウト、言ってしまうとそれで解決するみたいな感覚を持っていらっしゃる方がいらっしゃるって、私が子供を育てていたときにも、てんかんの障害があるって分かった途端、その親御さんにPTAの集会で涙ながらに自分の子はてんかんを持っているんですみたいなことを話されて、ただ、保護者は素人ですから、そういう人に向かっていきなり自分の子供はてんかんです、障害者なんです、障害者ってということがつい最近分かりましたっていうことを、心の整理のつかないまま言わせてしまうっていうことが多々起こっているように思います。ですから、障害を持っているって診断することと、それを周りの人に知らせるっていうことは、ちょっと別な次元で考えていただいて、どうしたらその人が幸せに生活できるのか、みんなに公開、自分の障害を言うことだけが、その人の幸せでないっていうことは承知していただいた上で、そういう診断の機会をぜひとも設けてほしいと思います。

私どもの学生の中には、授業で障害児保育であるとか、特別支援教育を学ぶようになるんですけども、そこで覚えた専門用語で、ADHDであるとか、鬱病であるとか、ダウン症であるとか、知的障害だっという言葉を習うと、それを用いて友達同士で冗談で、今日は鬱っぽいとか、私ADHDっぽいとか、この人ダウン症みたいとか、あなた知的障害じゃないのみたいなことを冗談交じりに言うんですけども、それをそういう発達障害を持っている学生が横で聞いていて、かなり傷ついているっていうことがあります。そういうことは短大生、大学生になって、やっていいか悪いかっていうことは、小さい短大でするので、気づいたときに教員のほうがすぐ注意するようにしているんですけども、やはり高校までの教育でも言っているいいことと悪いことってものをしっかり学校の中でも、地域社会でも、家庭でも教えていける、あるいはそういう社会になってほしいって思うのは思っています。島根県はまだちょっとそういうところがなかなかまだなのかなと思って。鳥取県から来る学生は割合そういうことがないので、私、手話ちょっとできるんですけども、言ったりとか、やはり県の政策がそういうふうに、障がい者に対する理解を深めるっていうことを何年かかけてやっているの、そこで少し違いがあるのかなと思うので、島根県でもそういう障害者に対する理解をもう少し深めるような施策を充実させてほしいと思います。以上です。ありがとうございました。

○横山会長 ありがとうございました。今のお話に対して、何かありますでしょうか。

特別支援教育課のほうは、おいでになってますか。

○特別支援教育課 三代調整監 特別支援教育課です。先ほどは貴重な実際の大学での様

子をお知らせいただき、ありがとうございます。先ほどありましたが、障害理解のために今、お話がありましたように、保護者もですが、状況によって生徒さんと自分の障害等について障害理解ということでお話をされるようなことが、実際に学校教育現場であります。今、お話しされたことについて、それを受け止める側、教員もですが、一緒に学ぶ児童生徒のほう、そちらの受け止める側、そちらの教育ってということ、障害理解についてということについては、まだまだ理解、あるいは周知進めていかないといけないこともございますので、特別支援教育課もですし、小学校、中学校、高等学校において、あるいはもっと早期のところから、幼稚園、保育園等においても一層、特別支援教育、障害等の理解が進むような対応について、また情報共有していきたいと思っておりますので、今日は貴重な御意見、ありがとうございました。

○横山会長 ありがとうございます。

川内委員、よろしいでしょうか。

それでは、永江委員さん、いかがでしょうか。

○永江委員 ありがとうございます。質問させていただいた意図っていうのが、ずっと継続されてこられた職員への人権研修、それらを通して、いわゆる児童生徒に対する教育支援をされることによって、児童生徒の仲間意識の高まりだとか、あるいは助け合いの精神の高まりだとか、命の大切さを育む行動、そういうふうなところにつながっていればというふうに思いまして、質問をさせていただきました。結果的にそれらがいじめ等の減少につながるというふうにも思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、太田委員さん、どうぞ。

○太田委員 太田です。実は私、昨年度のこの会議の反省で、随分時間も回数も太田が占めたという反省がありまして、できるだけ簡潔に発言したいと思っておりますが、まずは同和教育に関してなんですけども、道祖本事件ということを提起しました。道祖本事件というのは、皆さん御存じだと思いますけども、島根県の同和教育そのものを根底から問われるような、本当に反省の一言という事件、結婚差別事件でして、そこをきっかけに島根の同和教育は変わってきたはずなんです。しかし、やっぱり年数がたってくると、だんだんこの道祖本事件そのものを知らない教職員が現れ始めたということ現場で知って、少し、少しというかかなりショックを受けました。この道祖本事件に関しては、やっぱりきちんと

言い伝えといいますかね、学校現場の中で伝えていくべき事件で、やはりその反省を忘れることなく現場で教育してほしいと思いますので、やはりそれをきちんと伝えるということをやってほしいと思います。

それから、次、ハンセン病問題ですけども、ハンセン病問題に関しては、本当はまとめて発言させていただいたらいいんですが、まず中央病院のことについてお話ししたいと思います。なるべく短くしますが、今、全国13園ある国立の療養所、ここに入所しておられる方、だんだんに高齢化してくるわけですけども、島根県から見たら遠い話のようだけれども、実は、無癩県運動という歴史的な経過を考えると、決して島根県にとって遠い話ではなくて、見えていないだけなんですよね。

今、この全国13園の現実の中で、国との協議の中で一番深刻な問題は、一旦自由になれて社会に出ていった、いわゆる社会復帰をしてきた元入所者の方、元患者の方が少しずつまた再入所をしたいということをおられます。現に再入所している方もいらっしゃいます。その理由が何かというと、社会の中で差別されるからということならば、まだこれは啓発が必要だなということと言えるわけですけども、実は病院や介護施設での差別、あるいはそれを恐れて再入所ということなんです。なぜかと言いますと、社会復帰された方は、やはり今でも社会の中で本当ひっそりと病歴を隠して暮らしておられます。それが一般の病院、市中の病院へ行くとか、介護施設に入ろうとすると、この病歴をはっきりと言わなければならないという、それがもう本当に鍵になって、仕方なく再入所ということを選ばれる。それが今、本当に深刻な問題になっています。

そういう中で、中央病院は全職員を対象としたこういう研修が行われていることは、これは本当にお世辞ではなくて、全国の今、厚労省との協議でも、島根ではこういうことをやってますよということをお伝えたいぐらい見事な取組だと思えますよ。それで、あと注文を付け加えるならば、保険医協会なども、私も保険医協会さん、呼んでいただいて話をさせてもらったこともあるんですけども、やはり全県的にどこの病院に行っても病歴が語られて、差別されることがないという、そういう医療、福祉の現場ができますように、この中央病院の実践を通して、ぜひ全県に広めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○横山会長 ありがとうございます。今のハンセン病について、本当に何か誇れる、島根で誇れることがあるんだというふうなお言葉もありましたけれども、ぜひこの上とも進めていただくということをお願いしたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。それでは、4ページのほうをお願いいたします。女性に関わる人権問題についてですけれども、これには6件の質問が上がっております。それでは、上のほうから順番にお願いしたいと思います。

まず、永江委員に対して女性活躍推進課のほう、お願いいたします。

○女性活躍推進課 村松課長 女性活躍推進課でございます。男女共同参画に関する一般相談の状況についてお聞きいただきました。これは、男女共同参画に関する講座等の企画や資料の紹介、講師の相談等に対して、市町村などに助言や情報・資料提供を行うものです。そのため、内訳を書かせていただいておりますが、市町村とか各種団体、あるいは都道府県等、こういったところからの紹介件数が多くなっております。また、中高生、大学生等への男女共同参画に係る理解促進につきましては、授業等を活用して普及啓発を進めているところでございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員の質問に対して人事課のほう、お願いいたします。

○人事課 富岡課長代理 島根県庁内の管理職等の男女比率についてのお尋ねをいただきました。数字を上げておりますが、これは県職員、このうちから病院職員、教育職員、警察職員は除いておりますけれども、この男女比につきましては、令和4年4月1日時点で、男性が72.4%、女性が27.6%、管理職が男性85.9%、女性14.1%となっております。近年の採用試験の状況が、女性の方が採用される割合が高くなっておりまして、職種によっては同数程度というような形になっておりますので、この数字は、年々上がっている状況でございます。また、管理職につきましては、特定事業主行動計画という計画において目標値を定めまして、年々管理職の女性比率を上げているという取組を行っているところでございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、永江委員さんの御質問に対して女性活躍推進課のほう、続けてお願いします。

○女性活躍推進課 村松課長 女性活躍推進課です。この奨励金制度は、出産後、育休取得され、職場復帰された従業員がいる事業所に対して支給するものでございます。これまでは育休を取得せずに出産後に職場復帰された事業所も対象としておりましたが、令和2年度から育休は最低3か月以上取っていただくということを条件にしております。そのため、支給対象の事業所が絞られたことから、利用が少なくなっております。

また、奨励金の利用実績のピークが平成30年度でございましたが、ここと比較すると出生数も1割ほど減っているということで、全体の利用件数が減っております。

○横山会長 どうぞ。いいですか。ありがとうございます。

それでは、次は私のほうから質問させてもらいました。青少年家庭課のほう、お願いいたします。

○青少年家庭課 宮阪課長 青少年家庭課です。デートDV予防教育プログラムの進捗状況と、それから子供さんたちへの指導実績について御質問をいただいております。このプログラムでございますけども、DVDの教材なども含めて作成して数年たっておりますが、学校での使用を進めていただくことを意図しまして、例年、教職員を対象に暴力予防教育実践者研修ということで、その中でこのプログラムを紹介しながら研修を行っております。昨年度も東西2会場でこれを開催しております。実際に学校現場では、中学校、高校、高専、特別支援学校で、県の女性相談センターが学校に出向きまして、このデートDVの出前講座を行っております。令和3年度末、昨年度末のところでは、県内の学校の66.7%で、プログラムを使ってるか使ってないかは別といたしまして、このデートDVの予防教育研修をしていただいているところです。これは当課からの照会に対して回答のなかった学校は実施していないというふうにカウントして計算した数字でございますけども、回答いただいた学校の中ではもう少し率が上がって76%の学校でデートDVの予防教育、出前講座ということをやらせていただいております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤桃子委員の御質問に対して青少年家庭課のほう、続けてお願いいたします。

○青少年家庭課 宮阪課長 女性相談のことですが、コロナの状況を経て相談件数とか各事業の利用プロセス、相談状況の分析、そういったものがあれば示してほしいということで御質問いただいております。相談件数につきましては、昨年度は前年度に比べて増加しております。その中で配偶者暴力に関する相談についても増加をしております。コロナとの関連性っていうのは不明ではございますけども、コロナ禍で女性が抱える問題が社会的問題として取り上げられる機会が多くなりましたので、それに加えて相談体制が強化されてきていること、相談窓口の周知などが図られていること、それから、DV被害者が被害を認識しやすく相談しやすい環境が進んだために、相談は増えてるのではないかとこのように考えております。また、一時保護の件数は前年に比べて減っております。また、貸

付事業、ステップハウスの利用は昨年度はございませんでした。一つには、こうした最後のとりでまでにたどり着くまでのところで、関係機関がいろいろ連携して新たな支援策なども使いながら、一時保護以外の地域資源を活用することで危険回避をしたり、自立につながるケースが増えてきているのではないかなというふうに見ているところでございます。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、最後になります。太田委員さんの質問に対して捜査第一課のほう、よろしくをお願いします。

○警務課 岩谷室長補佐 民間の支援団体との協力関係ありますかという質問に関してですが、性犯罪被害者等の相談に関しては、ワンストップ支援センターたんぽぽと連携し、性犯罪被害者の相談等に対応しているところであります。民間支援団体のさひめはたんぽぽと協力関係にありますので、性犯罪被害者の相談を受けた場合は、警察は必要な被害者対応をしているところであります。そのほか、民間の支援団体として、公益社団法人島根被害者サポートセンターとも連携していますので、今後も引き続き連携を密にし、性犯罪被害者に配慮した対応を行っていきたいと思っております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの回答に対して、いかがだったでしょうか。

永江委員さんのほうからお願いいたします。

○永江委員 男女共同参画の理解促進事業については、大変分かりました。ありがとうございました。中小・小規模事業者等の出産後の職場復帰促進事業についても分かりました。ただ、やはりこれからも安心して妊娠、出産ができて、安心して職場復帰ができる体制となるように取組を続けていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○横山会長 ありがとうございます。

では、続きまして、太田委員さん、いかがでしたでしょうか。

○太田委員 一番下のものと合わせて2つ質問しておりますけども、どちらもこのお答えで結構です。ありがとうございました。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、永江委員さん、3つ目の質問ですけれども、いかがだったでしょうか。

○永江委員 先ほど一緒に言わせていただきました。

○横山会長 じゃあ、先ほどお答えいただいたということにします。

次、横山のほうから、デートDVについて質問させていただきました。先ほどの回答ありがとうございました。結構です。

それでは、佐藤委員さん、今日御欠席ですので、ただいまのお答えで一応終えたいと思いますけれども、この女性問題について、ほかの委員さん方、何かございませんでしょうか。御意見、御質問等何でも結構ですけれども。

それでは、ないようですので、5ページに進めさせていただこうと思います。子供の人權課題についての御質問であります。

佐藤桃子委員さんに対しまして教育指導課のほう、お願いいたします。

○佐藤参事 教育指導課です。スクールソーシャルワーカーを県内全ての公立学校へ配置を目指されていますかと、目指していますかという御質問であります。スクールソーシャルワーカーについては、現時点では、全ての公立学校への配置は考えておりません。しかしながら、スクールソーシャルワーカーも周知も進んできたことから、だんだん学校からの派遣依頼も増えております。今後、人材確保、育成に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○横山会長 ありがとうございました。

それでは、続けて、地域福祉課のほう、お願いいたします。

○地域福祉G 三次GL 地域福祉課でございます。子ども食堂への支援の状況についての御質問でございますけれども、今、ただいま島根県の社会福祉協議会のほうに委託をしまして、こちらにコーディネーターを置きまして、子ども食堂の開設、あるいは運営に関する相談、支援等を行わせていただいております。そのほかの研修会、あるいは情報交換会などを開催しまして、運営ノウハウの共有などが進んでいるところでございます。また、このほかに活動支援として、新規開設費用等の助成等も行わせていただいております。全てがこの事業の成果ということではございませんけれども、この子ども食堂の数につきましては、令和2年度末18か所、県内でございましたけれども、令和4年10月末には61か所ということで増加をしてきております。引き続きの取組を進めていきたいと思っております。

○横山会長 ありがとうございました。

それでは、3つ目、最後の質問に対しても、続けてよろしく申し上げます。

○地域福祉G 三次GL 続きまして、SNSによる支援体制構築事業についてでございますけれども、登録者数につきましては、資料のとおり670人ということでございます。

こちらの事業、LINEを使った事業でございますけれども、県民の皆様により身近なツール、LINEを使いまして、情報発信を目的とした事業になっております。就学支援制度、自立相談支援制度、あるいは独り親への各種支援、奨学金などですね、支援制度の周知、あるいは相談先の情報提供を行って、そこにつなぐといったところを目的とさせていただいております。今後も各種相談支援機関と連携しながら、支援体制の充実に努めていきたいと思っております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

今日は、佐藤桃子委員は欠席ですので、私、横山のほうで質問させていただきました子ども食堂の件。今年の新規事業ということで、新聞でも大きく取り上げられておりました。ぜひさらなる拡充を今後とも期待しております。ありがとうございます。

そうしますと、次、障害のある人に関わる人権課題についての質問に移りたいと思います。

これは、太田委員さんのほうから出していただいておりますけれども、初めに、特別支援教育課のほう、よろしく申し上げます。

○特別支援教育課 三代調整監 お願いいたします。委員様のほうから、本資料におきましてインクルーシブという文言が出てきていないが、本県のインクルーシブ教育についてはどのような方針があるかというお尋ねでしたので、お答えさせていただきます。

国のほうから平成24年、中央教育審議会より、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進という報告があり、本県におきましても、その対応を進めてまいりました。令和3年には、本県の特別支援教育に係る基本計画としまして、しまね特別支援魅力化ビジョンを策定しまして、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、障害のあるお子さんと障害のないお子さんができる限り共に学ぶことを追求しながら多様な学びの場を整備し、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を充実させていくように取り組んでおります。その中で、具体的には高等学校におきましても、平成30年度に制度化されました、通級による指導ほう、本県のほうも今年度からは、県内公立高等学校全て通級による指導ができるような体制整備も進んでおります。今後、地域とともに、障害の有無にかかわらず誰もがそれぞれの人格と個性を尊重し合いながら、多様な人々の在り方を認め合えるような共生社会の形成に向けて取り組んでいきたいと思っております。教育におきましては、インクルーシブ教育システムの推進について、特別支援教育の在り方における共通の認識が既にあるということで、

その上で、各障害種特別支援教育等の専門性向上に向けた研修を計画しておりまして、資料のほうでインクルーシブ教育という文言のほうはございませんが、基礎、ベースにその言葉はあるということで進めさせていただいております。本課からは以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

続きまして、障がい福祉課のほうお願いいたします。

○計画推進G 福井GL それでは、太田委員さんからいただきました後段のあいサポートの研修に関する、その他の課題とのバランス、御質問をいただいているところにつきまして、障がい福祉課からお答えいたします。

複数の事業にわたっておりますので、お答えは2つ書かせていただいておりますが、1点目、障害を理由とする差別解消の推進の事業とか、それから、障害のある方の地域での自立を支援する取組において、あいサポートの関係の事業の計画を書かせていただいております。障害理解を進めて地域共生を目指していくという取組につきましては、3点ほど書いておりますけれども、いずれにしても幅広い県民運動として、関係機関、いろんな分野をまたいで進めていく必要があると考えておりますので、共通する取組として、研修、その他の項目を幾つか複数書かせていただいておりますので、従来からこの取組を続けて、着実に今後も進めていくということで書かせていただいておりますので、御理解いただけたらと思います。

それから、2点目に書いておりますけれども、同じく複数の分野、それから、虐待防止の対策等について共通して書かせていただいておりますが、障害分野におきましては、各項目の取組がそれぞれほかの項目と相互に関連がある共通的な取組が多いところでございますので、項目ごと多少のばらつきはありますけれども、いずれも施策を進めるために重要な取組というふうに考えております。複数の項目に記載しておりますけれども、御理解いただければと思います。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、最後に、スポーツ振興課、よろしく申し上げます。

○環境生活総務課 原課長 直接インクルーシブ教育という点とは、ちょっと若干違うかもしれませんが、スポーツ振興の点からちょっとお答えさせていただきます。

障害のある方を対象にしました障がい者スポーツ大会っていうのは、県内各地で開催させていただいておりますけれども、障害の有無や年齢にかかわらず誰でも楽しむことのできるスポーツイベントの開催と、誰もがスポーツの普及、振興を行っていただけるようにして

おります。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

太田委員さんのほうで、今お聞きになっていかがだったでしょうか。

○太田委員 ありがとうございます。1つだけ個人的な感想ですが、あいサポートの件について申し上げますと、私自身の近未来といいますか、そういうことも含めて、見えな
い障害というものについて、もう少しいろんな場面で広めていく必要があるんじゃないか
なというふうに思っています、町の中の暮らしで。そういうことをちょっと感じましたの
で、付け加えておきます。よろしくお願ひします。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、急ぐようですけれども、次の6ページのほうに移りたいと思います。

同和問題について、永江委員さんから質問が出ております。人権同和对策課のほう、よ
ろしくお願ひします。

○人権同和对策課 島田課長 施設整備につきましては、補助金の活用実績から申します
と、こちらの回答に書いたとおりでございますけれども、今後、一回整備したものが老朽
化したものに対する改修でありますとかバリアフリー化ですとか、そういったことは当然
出てくると見込んでおまして、実際、今、そういうことを検討しておられる市町さんが
あるというふうに情報は持っております。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

永江委員さん、いかがでしょうか。

○永江委員 よろしいです。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、6番、外国人に係る人権課題についてということで、2つ質問が出ておりま
す。

平田委員さんの質問に対して雇用政策課のほう、よろしくお願ひいたします。

○労働福祉G 長谷川GL 雇用政策課でございます。平田委員からいただいております、
外国人材の雇用を始めるに当たっての学習義務や制限等というところでございます。

受入れ企業においては、技能実習制度等、事前に過去3年以内に技能実習の実施に関す
る責任者の講習を終了した常勤の職員を配置というのが義務となっております。また、そ
の次の特定技能制度においては、受入れ機関である企業において、受入れ体制の基準を満
たしていなければ、外国人材を受け入れることはできないこととなっております。そのほ

か日本人の方と同様に、労働関係法令を遵守して受け入れていただかなければならないということになっております。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、2番目の質問に対して文化国際課のほう、よろしく申し上げます。

○文化国際課 伊藤調整監 文化国際課でございます。太田委員様から御質問をいただきまして、回答させていただきます。三者通話システムの市町村における活用状況ですが、島根県が公益財団法人しまね国際センターに令和元年度から委託設置をしております、外国人住民向け多言語相談窓口の市町村の活用状況ですけれども、三者通話システムの利用を含めまして、令和元年度が40人、令和2年度が55人、令和3年度が70人となっております。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの回答に対しまして、質問された委員さん、平田委員さんはいかがでしょう。

○平田委員 ありがとうございます。確かにいろんなルールというか、外国人材の導入に関していろんな管理組合とかいろんなところで、ルールはできているんですが、現実、ちょっと今日、後ほど提案というか質問というか、もありますが、それがなかなか行き届いてない、いや、ちゃんとできているところはきちんとできているけれども、そうでないところがたくさんあるということもあるので、そこら辺、まだまだこれから徹底していただきたいなということがあります。特に人材不足ということで、外国人材をどんどん入れたいというところがたくさん出てきています。そのところをしっかりやっていただきたいなと思います。

それと、外国人材じゃなくて、外国の部門に関して、ちょっとプラスして意見いいでしょうか。

○横山会長 そうですか。じゃあ、どうぞ。

○平田委員 これは、教育庁のほうに関する質問というか。ちょっと先ほども最初のところで申し上げましたが、外国のルーツの子供たちが増えているというか、実際出雲市とか増えていますし、私たちの大田市のほうでもブラジルの子供たちってということで、今までの子供たちとはまたちょっと家庭環境が違ってきたりしているんですが、そういう状況において、ある日突然うちの学校に外国の子供が入ってきたらってということがあったときの対応に関して、教育庁でも年間2回研修は行われて、来月も9日の日に研修会があるんで

すが、まだまだ研修が届いていないという、じゃないかなという感じもありますし、それから、一つは提案として、先生方もお忙しいかもしれないけれども、こういうことに関して、外国人の子供に対する研修部会みたいなのつくっていただいて、常日頃研修をして、いつでも受入れがちゃんとできるよっていう体制を整えていただけるよっていうこと。それと、子供とともに保護者のほうの知識も、大田市でも太田さんをはじめ、いろいろな学校で外国人の子供たち、また、その家庭に関しての研修会はいろいろ回ってされているのですが、実際それが十分に生かされてるかというと、その辺がないので、県内各市町村、実際にどれだけ外国ルーツの子供、その家庭があるかっていうのを十分には分かりませんが、今後、外国人材が増える可能性はあります。高度人材とかも家族帯同で入ってくることもあります。そういうこともあるので、そういう準備を教育庁として取り組んでいただきたいなと思います。すみません、時間を取りまして。お願いいたします。

○横山会長 内容的に教育指導課さん、おいでなれば、幾らかお話しいただけますか。

○佐藤参事 これについても、改めて研修の中で、実態とか現状も踏まえながら、法律等も含めながら、研修のほうの充実を図ってまいりたいと思っております。

○横山会長 どうかよろしく願いいたします。

○平田委員 よろしくお願ひします。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員さん、先ほどの回答に対していかがでしょうか。

○太田委員 これで結構です。

○横山会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、7番、患者及び感染者等についての話に進めてまいりたいと思います。

これについては、太田委員さんから質問が出ております。健康推進課のほう、よろしくお願ひします。

○疾病療養支援G 福田GL では、健康推進課から御回答いたします。太田委員から2点御質問いただいております。1点目が、いわゆる家族補償金。島根県に係る申請件数、認定件数幾らなのかという御質問なんですけれども、ハンセン病の元患者さん御本人に対する補償金っていうのは以前ございました。令和元年に、いや、御家族の方に対しても金銭補償すべきでないかという話になりまして法律が制定され、5年間、補償金の請求ができるということになっております。申請から補償金支給に至るまで事務は一切国が行うんですが、県ではホームページですとか新聞広告で周知活動というのを行っております。そ

れと、健康推進課の中にもフリーダイヤルを設けて相談窓口としておるということがあるわけですが、すみません、実績としては、これまで健康推進課のフリーダイヤルでは承った御相談はありません。それと、申請件数、認定件数なんですけれど、太田委員が書いていらっしゃいますように、国では、請求受付、それから、認定件数ですとか公表しております。ただ、これはどうしても、こういう方がどこに何人いらっしゃいますよということを国としても公にするわけにいきませんので、国全体として申請件数が何人、何件です、認定件数が何件ですというのをホームページ等で公表しておられる。県別の数字というのは公にはしておられないという状況でございます。

そして、2点目なんですけれども、小学校の高学年を対象とした副読本ですが、各委員のお手元に配付してあると思いますのでよろしくお願いたします。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

太田委員さん、何かありますでしょうか。どうぞ。

○太田委員 ありがとうございます。これに関しては、後ほど、資料4での意見のところでもまとめてお願いしたいと思います。

○横山会長 それじゃあ、そこでまとめて協議したいと思っております。

それでは、7ページのほうに移ります。性的指向、性自認等（LGBT等）についての話に進みたいと思います。

初めに、太田委員さんのほうからの御質問に対して、人権同和対策課のほう、よろしくお願いたします。

○人権啓発推進センター 高田センター長 ハンドブックについて、学校現場の教職員にも配付されるかという御質問ですが、教職員向けには、人権同和教育課で性の多様性が認められる学校づくりという資料が作成、配付されております。今回のハンドブックは、行政職員向けとして作成中ございまして、まだ、現在作成中という段階でございます。以上になります。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、2番目の、佐藤委員に対する御回答です。人権同和教育課のほう、よろしくお願いたします。

○人権同和教育課 石原課長 当事者の児童生徒が安心して学校生活を送れるようになるためには、当事者の児童生徒の思いや悩み願いを受け止めて、学校体制、あるいは環境をつくっていくことが大切であって、それを進めていくためにも、周りの児童生徒の性的

マイノリティーに対する正しい理解であったりとか、あるいは当事者である児童生徒の受け止める、そういった集団づくり、つまり、委員のほうから指摘のあります生徒の理解教育、そういったものは非常に大事である、重要であるというふうに認識しております。ただ、その前提としまして、やはり教職員の理解や認識、そういったものが根底、非常に重要であると考えておりますので、引き続き、出前講座でも行っております性の多様性が認められる学校づくりであるとか、そういったものをきちんとまた推進していきたいと思っておりますし、昨年度作成しましたリーフレット、これを将来的には、段階的ですけども、全ての教職員に配付できるような体制づくりを今進めております。また、施策としての取組でございますけれども、現段階のところでは計画はしておりませんが、実践モデル校において、各学校の実情に応じた人権課題について取組を進めてもらっていますけれども、来年度の実践モデル校のところは、性の多様性が認められる学校づくりを主題とした取組を進めていきたいというふうにも伺っておりますので、そういったものをまた人権主任研修等で広く広めていきたいと思っております。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問です。

太田委員さんの質問に対して人権同和対策課のほう、よろしくをお願いします。

○人権啓発推進センター 高田センター長 パートナーシップ制度についての御質問です。本県では、現在、導入自治体、他県の状況ですね、導入自治体の状況を調査し、導入について検討をしているところでございます。また、県内市町村での導入につきましては、特に情報は把握しておりません。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

以上、回答がありましたですけども、これに対して、太田委員さん、いかがでしょうか。

○太田委員 結構です。

○横山会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、佐藤委員さんのほうから。

○佐藤（文）委員 これ、別紙1の説明も併せてでいいですか。

○横山会長 それじゃあ、併せて。

○佐藤（文）委員 いいですか。

○横山会長 資料も出ておるようですので、ご説明ください。

○佐藤（文）委員 その前に、再質問をお願いします。出前講座ですけれども、性の多様性に係る出前講座については、例えば今年度、それから、昨年度、どの程度回数されたかということと、その際、例えば児童生徒への理解教育をどういうふうに進めているかと聞かれたときに、どんな回答をされているか、また、どんな資料を使われているのか教えてくださいいただけますか。

○人権同和教育課 石原課長 性の多様性の出前講座、これ、要請訪問も含めてですけれども、令和3年度では全部で18件、18校行っております。また、今年度、9月28日現在、9月末のところですが、10件、10校のほうで行っております。基本的には、本課の指導主事のほうが出向いて行って、性の多様性を認める学校づくりのリーフレットを中心に取組を行っておりますし、その中で各学校で取り組むことができる、すぐ取り組むことができる、あるいはじっくり取り組んでいく、そういうワークを取り入れながら教職員の意識、あるいは学校での取組の改善のほうに図って行ってもらう、そういうふうな取組をさせてもらっております。

○佐藤（文）委員 指導事例と違ってそういうのは求められてないということですか。

○人権同和教育課 石原課長 はい、指導事例等は。

○佐藤（文）委員 分かりました。私、このたびこの回答を見させてもらって、非常に残念に思いました。私がここにいる意味はあるのかというふうに思ったぐらいです。無力感を感じています。ここに回答されている、児童生徒への理解教育はとても大切であると認識しているならば、なぜ施策や事業を打って出ないのか。ちょっと理解ができないなというふうに思います。私は、この委員就任以来、基本方針の改定のと時から一貫して幼児、児童生徒への理解教育は必要だと思っておりますということをずっと言い続けてきています。人権同和教育課まで出向いて行って説明もさせてもらいました。けれども、ここに書いてあるように、まずは教員への理解、適切な学校の対応が必要だと、それから5年たちました。このスピード感のなさは何だろうかと。非常に疑問に思っています。私は、もう少なくとも、県教委が率先して指導事例を、求めている学校はたくさんありますので、示して、そして、こんな指導してみませんかということをするべきじゃないかと思うんですよ。研修会も、性の多様性について特化なかなかできないかもしれないけれども、そういった研修会をしっかりとやって、非常に悩んでる子供たちがいるから先生方頑張りましょうよと、そういうことを言ってあげる必要があるんだと思うんですよ。今、出前講座、案外少ないなと思いました。私のほうがたくさん出向いて行ってます。それだけニーズがあると思うんで

すよ。鳥取県は、御存じだと思いますけども、非常にいい冊子を出して全ての学校に配っています。指導事例も本当に豊富です。そういうことをなぜできないのか、5年間言い続けてきてるのになぜ分かってもらえないのかというのが、私はちょっと残念に思います。

それでも、今日は最後だと思って、資料作ってきました。別紙1を見てください。私はいろんな小学校や中学校へ出かけていって授業をしています。その際、アンケートを取るんですね。その中のアンケート項目の一つに、あなたは自分の体の性に違和感を抱いたことがありますかの問いを入れています。ここに、アのところ見てもらうと、A中学校、B中学校、C中学校ありますけども、違和感を抱いたことがあると答えた生徒、そして、ない、分からないというふうに、3つの選択肢を書くんですけども、それぞれ6人、15人、16人という数値でした。だから、LGBTの割合が1割、10%と言われてる中、少ないなというふうに思っていました。

だけど、分からないというふうに答えた生徒の中に、授業後の感想にですね、ウのところですけども、なぜ分からないと答えたのかということで、こんなことを書いた生徒がいました。私はアンケートの自分の性に違和感を感じたことはありますかの欄に分からないと書きました。それは、私自身女の子を好きだと感じたことがあるからです。ずっと伸ばしていた髪をショートカットにしたときも何だかしっくりきたことを覚えています。でも、自分のことは女だと思います。いや、どちらでもあると思っています。このことは友達には言えません。と言いながら、自分の名前を書いて私に提出してくれました。だから、分からないと答えた生徒の中にも、こんな気持ち、本当に真剣に考えて分からないと回答した子供、生徒もいるんだなということが分かりました。

エの数字を見てください。A中学校に、今年度も、子供たちはもう全部入れ替わってるんですけども、授業をしに行きました。そして、アンケートを取りました。全校人数はそう変わっていません。平成30年度のときには、抱いたことがあると答えた生徒が6人だったのに対して、令和4年度は19人になっていました。この違いは何なのかと考えたときに、A中学校区では全ての小学校で理解教育をしていたわけですから、性の多様性について、そういう開かれた心っていうかな、そういうことは耕しができている状況があるんじゃないかなというふうに思ったところです。

裏面を見てください。これは読み上げません。性の多様性についての学習後の生徒の感想です。授業後には本当赤裸々な感想を書いてくれます。その中で、性自認に対する悩みを書く子、そして、友達からのカミングアウトされて悩んでいる子、誹謗中傷の面、それ

からこれからの生活・社会について問題提起している子。非常に、やっぱりこういった学習をすることによって子供たちは心が開かれていく、そして、自分を表現することができていくんじゃないかなというふうに思います。ちょっと最後の四角で囲ったところに、ちょっとパワーポイントを貼り付けたのがあるんですけども、当事者の苦しみって書いてあるんですけど、これは中塚幹也先生とって、岡山大学のジェンダークリニックの先生なんですけども、性同一性障害1, 167人への聞き取りで、1, 167人のうち約6割が自殺を考えた。それから、自傷行為・自殺未遂を行ったのが約3割、不登校になったという経験のある人が約3割という数字を上げておられました。こういう状況が島根県にもあるんじゃないかと、不登校が多いということの中にもそういったことがあるんじゃないかなというふうに私は思っています。

まとめてますけども、感想から、性的マイノリティーで悩んでいる生徒がいること、キモいなどの誹謗中傷も見受けられることがうかがえる。それから、性の多様性についての学習により、新たな気づきや意見があり、誰もが自分らしく生きることができる社会に目を向けた生徒が多くいた。

そして、私自身この性の多様性についての学習を行ってよかったと思うことを上げています。SOGIについて正しい情報を伝えることができた。これは子供たちに伝えなくては何にもならないと思います。それから、いつでも相談してねというメッセージを送ることができたということ。それから、いじめ、誹謗中傷を防止することにつながったということ。自尊感情を高めることにつながったということ。学校全体が温かい雰囲気になったというふうに校長先生からお聞きしました。それから、ちょっと大げさなようだけでも、この性の多様性についての学習というのは、今、社会情勢から非常に求められていると思うんですよ。この教育をしていくことは、子供たちの命を守ることに繋がっていくんじゃないかなというふうに私は確信しています。

大きな紙に印刷してもらってありがとうございました。これは、大東中学校区の指導計画です。

○横山会長 すみません。あと1分ぐらいでお願いいたします。

○佐藤（文）委員 もう終わります。大東中学校では、4つの小学校から進学していくんだけど、共通したことをしっかりと連携して指導して行って、それで、中学校に上げよう。中学校はそれを受けて中学校なりに発展させていこうという試みで、これは養護教諭さんが中心となつてつくったものです。何かそういった取組を全県にちょっと広げて

いくと、鳥根県の教育っていうのはまた違ってくるんじゃないかなというふうに思っています。前向きに検討をお願いしたいと思います。

○横山会長 ありがとうございます。子供たちに何としても伝えたいというふうな熱い思いで実践もなさってこられたと思います。どうかまた当局のほうも、そこ辺りの熱い気持ちを受け止めていただきまして、何らかのまたアクションが起きるといいなということを感じました。ありがとうございました。

それでは、11番、インターネットによる人権被害について人権同和対策課のほう、よろしくをお願いします。

○人権同和対策課 島田課長 体制の強化、外部の人材活用については、こちらに、回答のほうに記載したとおりなんですけれども、当面は市町村職員さん、隣保館職員さん、それから大学生などに、一緒になってモニタリングしていただくように要請するということが今は進めておるといのが実態でございます。以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

万代委員さん、いかがでしょうか。

○万代委員 すみません、ちょっと一言だけお願いします。

○横山会長 どうぞ。

○万代委員 ちょっと私も質問の仕方が悪かったなと思って申し訳ないと思うんですが、回答は結構です、この方向性は。私の質問の意図が、決して中国といいますか、中華人民共和国のチェック体制のように、言葉を狩ってやりなさいということを指向した質問ではないということだけちょっと御理解いただきたい。むしろ困っている人をたらい回しにしないとか、それに寄り添うためにはちょっとどうするかっていう。もちろん適度なチェックは必要だと思いますが、ちょっとそこを特化してがんじがらめにすべきだということの考えで質問をしてないということだけ、ちょっとお含みおきいただければ結構です。すみません。

○横山会長 ありがとうございます。時間があればもっとお話ができると思いますけど、申し訳ありません。

それでは、ここまでで質問に対する回答の時間を終えたいと思います。

本当はここで大体2時30分ぐらいの予定だったんですけれども、今はもう3時を回っております。大変私の進め方がまずくて申し訳ありません。

それでは、資料4のほうに移りたいと思います。ここからは、各委員のほうから意見を

出していただいております、その意見に対しての回答ということで進めたいんですけれども、もしも御意見がほかの委員さんのほうからあれば、ぜひ積極的に今のことについてはどういうことで意見を重ねていただくとありがたいなと思っております。あと20分ということになりましたけれども、どうかよろしく願いいたします。

それでは、1ページの上の部分ですけれども、これにつきましては、全体に対する御意見ということで受け止めましたが、私の最初の挨拶の中で触れさせていただきました。

太田委員さん、よろしいですね。

○太田委員 はい。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、人権教育につきまして御意見を2ついただいております。まず、それでは、総務課のほうからよろしく願います。

○総務課 矢野課長代理 総務部総務課でございます。太田委員さんからの御意見ということですが、A4の資料1でございます。その3ページのところに、高等教育機関等、県立大学・短期大学における人権教育の推進、3番目のところに、令和3年度実施状況、前年度までの成果・目標、一番右側に令和4年度の実施計画という欄がございます。その島根県立大学浜田キャンパスのところの記載ですね、新入生を対象に人権に関する研修を実施（テーマ、性同一性障害、キャンパスハラスメント）というこの言葉を使って作らせていただきました。これに対して御意見をいただきまして、性同一性障害という言葉についていかがかという御意見ですが、この御意見のとおりでございまして、近年の性の多様化が進むにつれ性別違和という名称に変更されていることから、今後は適切な用語の使用に努めてまいります。実際の研修においては、4月1日、新入生を対象に浜田キャンパスで行われたときには、一人一人が大切にされる学園生活に向けてキャンパスハラスメントの防止というテーマで研修を実施しております。性同一性障害という言葉は使用せずに、性的指向、性自認という用語を使用しております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、2番目の質問です。人権同和教育課のほう、お願いいたします。

○人権同和教育課 石原課長 ハンセン病につきましては、令和2年度から今年度、3年かけて、全ての学校のほうで職員研修を行ってもらうようお願いをしてきました。また、リーフレットの作成、啓発資料の作成等につきましては、ちょっとまた来年度、今年度どの資料を作成するか、ちょっと今検討段階に入っておりますので、ハンセン病につきまし

でも重要課題と捉えておりますので、それも踏まえてまた検討を進めていきたいと思っております。

○横山会長 ありがとうございます。

太田委員さん、2つの回答がありましたけれども、いかがでしょうか。

○太田委員 1番目についてはこれで結構です。2番目についてはまた後で、次のページでちょっと出しますので、3時半までにそれが間に合えばですが、今言っておきたいなという気持ちもあるのはあるんですけども。

○横山会長 お話してください。

○太田委員 よろしいですか。

○横山会長 はい。

○太田委員 それでは、ハンセン病問題に関する啓発資料作成についてということを着手していただきたいということ。まだですか。これ、まだ、説明いただいてないですね。

(発言する者あり) もういただいたですね。すみません。とんちんかなこと言いまして、すみません。

今日、当日資料ということで、一人一人を大切にという資料をお配りいただいています。この資料の16ページになるんですが、7番、患者及び感染者等というページについてですが、ここをキーにしてちょっと私の申し上げたいことをいろいろお伝えしたいと思えます。

まず、今のハンセン病、先ほど話の出ましたハンセン病家族訴訟を受けて、国が体制を変えたことについて、今、患者及び感染者等というこの資料の、これ、ハンセン病問題については特化した学習資料や啓発資料を作っていただきたいということなんですよ。というのは、例えば大阪府の用語を借りると、ハンセン病問題の施策は償いの施策であると、そういう態度です。国がこれまでやってきた強制隔離、無癩県運動、そういう政策によってつくられた差別を、これ、どのように回復していくか、あるいは被害当事者を補償していくかということを考えると、これはもう特化していかなければならないということで、今、これも厚労省等と継続して協議中なんですけれども、ぜひ次回の改定では、これ、7番、患者及び感染者等を、ハンセン病被害に関して特化したページを作っていただきたいと思っています。あわせて、何度も言うようですが、島根県はですね、今日、手帳を持ってきました。島根県民手帳という手帳を昨日買ったんですけども、島根県は4年前にやったアンケートに答えて、こういうことをやりますということをお答えいただいたんですけ

ども、癩予防法による被害者の名誉回復及び追悼の意というのが、6月22日なんですけれども、当初なかった記述がちゃんとカレンダーに書かれました。こういうふうに島根県は、各課をまたいだ取組がちゃんと展開されてるなというところが非常にありますよ。そういうところでありながら、残念ながら、いま一つ、もう一步という感じがするんですけども、これはハンセン病問題に関しては、健康福祉部だけではなくて、やはり人権同和教育課、教育のジャンルと一緒にやってほしいということが一番です。これが一番お願いしたいことです。そのことが随分取組を遅らせているといいますか、そういう感じがしています。あまり細々とは申し上げませんが、とにかく何とか教育のジャンルと一緒にやって啓発を進めていただきたいと思います。もう、あんまり時間を取り過ぎても、言いたいことはまだまだたくさんあるんですけども、そこだけをお願いしておきたいと思います。そして、講師に呼ぶについても、あるいは資料作成についても、実は随分誤りがあります。厚生労働省自身が誤りをそのまま伝えているがために、全国的に都道府県や市町村での啓発資料が誤ったまま流れています。そういう辺りをぜひ島根から改めていくような形で、国の指示を待っていたり国の事例を待っていると全く前へ進みませんので、ぜひ県のほうで積極的に取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。もっと時間があればと思いますけど、申し訳ありません。

それでは、2ページのほうに移ります。実は、太田委員さんのほうからたくさんの御意見を頂戴しております。2ページでもたくさんございますけど、もう時間が残り10分しかないということの中で、ぜひ紙面で御理解いただける部分と、それから、ぜひこれについてはここで意見交換をしたいというふうなところで、幾らか太田委員さんのほうで、この3番のところは、これについては説明を求められるところはどこでございましょうか。

○太田委員 そうですね、どれを軽重つけてということは言えませんが。

○横山会長 申し訳ありません。

○太田委員 先ほどもちょっと、もう既に申し上げたことも書いておりますので、講師を招くことについても、やはり、いわゆる被害当事者の方を呼べばそれで済むわけでもないし、資料を読んだからそれでいいというわけでもありませんので、そこはやはりきちんと取組をしていただきたいと思いますというふうに思います。もう、後は、ここに書いたとおりですので、すみません。

○横山会長 申し訳ありません。時間があれば、一つ一つ触れたいところがありますけれ

ども、次に、3番は、今のところで終えたいと思います。

Ⅱの1、女性のところでは、佐藤委員さんから質問をいただいております。女性活躍推進課のほう、お願いいたします。

○女性活躍推進課 村松課長 就労支援での託児サービスについて御意見をいただいております。託児サービスについては、令和2年度まで実施しておりました。昨年度はコロナ感染の拡大防止等ありまして利用実績はございませんでしたが、今年度はまた再開しております。夏に開催しました研修において、託児サービスのほうも用意して取り組んでいるところです。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

佐藤委員欠席ですので、次に進みたいと思います。

3ページのところ、子どものところですが、永江委員さんと太田委員さんから質問が出ております。一番上の教育指導課さんのほう、よろしくをお願いします。

○佐藤参事 失礼します。教育指導課です。いじめ問題への継続強化対策、そして、不登校やひきこもり等に対しての関係機関との連携の充実というような御意見であるというふうに認識しています。生徒指導主事研修等において、しっかり働きかけていきたいというふうに思いますし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携して、また、様々な関係機関と連携しながら、早期発見、早期対応に努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○横山会長 じゃあ、続きまして、2つ目の質問にもよろしくをお願いします。

○佐藤参事 続きまして、SNSによる支援体制というようなところで、教育委員会のほうでもSNSによるLINEを使って相談窓口を設けております。中学校、高校生対象です。そのように、電話相談、来所相談、そして、SNS相談含めて、しっかりと相談窓口を設けていきたいというふうに思っております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、太田委員さんから2つ質問が出ております。続けて、教育指導課、よろしくをお願いいたします。ごめんなさい。

よろしいですか。

○佐藤参事 連絡調整員の配置事業についての御意見であります。引き続き、連絡調整員の配置、これを継続して、そして、取組を推進していきたいというふうに考えております。以上です。

○横山会長 それでは、一番下の質問です。青少年家庭課のほう、よろしく申し上げます。

○青少年家庭課 宮阪課長 記載のとおりですけれども、2つ目の保健師について、今年度、県内4か所の全ての児童相談所の保健師を正規職員で配置したということが昨年度と変わっております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

永江委員さん、太田委員さん、お気づきのことがあってお話しなることがあれば、どうぞ。永江委員さん、いかがですか。

○永江委員 一言ほど。不登校とかひきこもり問題については、地域保健分野でも本当に様々な問題、課題抱えておりますので、教育分野、地域保健分野、福祉分野と、ぜひ課題の共有、対策の共同実施ということを、まずは担当者レベルでの連携活動から進めていただけたらと思います。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

太田委員さんはいかがですか。

○太田委員 結構です。

○横山会長 よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、大変急ぎ足で申し訳ありません。4ページのほうに移らせていただきます。

同和問題につきまして、太田委員さんのほうから広く御意見をいただいております。人権同和教育課さんのほう、お願いいたします。

○人権同和教育課 石原課長 同和問題につきましても、引き続きしっかりと取組を、これを進めてまいります。

○横山会長 対策課のほうはいかがでしょう。

○人権啓発推進センター 高田センター長 対策課、こちらに記載しております各種講座において、同和問題の歴史、現状、課題などなど、講義や演習を実施しております。

○横山会長 ありがとうございます。

中小企業課さん、どうでしょうか。

○団体G 狩野GL 中小企業課、起業家スクール、中小企業の経営革新支援と事業継続力強化アドバイザー派遣事業というところで3つの事業なんですけれども、いずれも事業者、中小企業者の経済的水準の向上につながるような支援を行っております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

農畜産課のほう、御回答いかがですか。

○団体検査室 加藤室長 農畜産課はちょっと欠席しておりますので、主管課であります農林水産総務課からお答えいたします。

この事業につきましては、経営の零細な農家が多く占める地域を中心に、指導、助言等をして、経営規模の拡大、担い手の確保を図るということで毎年活動をさせていただいております。以上でございます。

○横山会長 それでは、組織犯罪対策課、よろしくお願いします。

○警務課 岩谷室長補佐 ここに記載されてますとおり、研修会等を実施しているところであります。今後も島根県暴力追放県民センターをはじめとした関連機関との情報共有等を図りながら、各種被害防止に努めていくところであります。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、人権同和対策課のほう、お願いいたします。

○人権同和対策課 島田課長 えせ同和行為につきましても、引き続き注意喚起、情報共有を図っていくところでございます。以上でございます。

○横山会長 この項目の最後の質問になります。中小企業課さん、お願いいたします。

○団体G 狩野G L 中小企業課です。先ほどお答えしたものと、起業家スクール、同じ内容になります。以上です。

○横山会長 承知いたしました。ありがとうございます。

太田委員さん、駆け足で大変申し訳ありませんでした。何かコメントがあればお願いいたします。

○太田委員 同和問題とどのように具体的につながった事業なのかということをお尋ねしたかったんですけども、もう時間がないので、これはパスしてください。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、その下、外国人の人権に関わる御意見でございますが、雇用政策課のほう、いかがでしょうか。

○労働福祉G 長谷川G L 雇用政策課です。多文化共生の企業連絡会議等々というところでは、こちらに記載のとおり、多文化共生は、自治体、住民、企業が地域全体でまず進めていくことが重要であると思っております。現在でも、しまね国際センターさん、市町村さん等で地域に根差した多文化共生イベント等を実施されております。また、記載のとおり技能実習制度についても、きちんと対応した企業には優遇制度もございます。県としては、引き続き、セミナーなどを通じて企業の理解促進を図ってまいりたいと思いま

す。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

太田委員さん、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして、5ページの患者及び感染者等のところに移りたいと思います。

これについて、太田委員さんから御意見が出ております。健康推進課のほう、よろしくお願ひします。

○疾病療養支援G 福田GL 太田委員から御意見頂戴しております。合計で、恐らく4点の御意見を頂戴していると思うんですけども、上から順番に行きますと、まず、1点目ですが、表記、「ハンセン病に関する」ではなくて「ハンセン病問題に関する」ということですが、恐らく事業名に書いてあるハンセン病に関する普及啓発事業、このことをおっしゃっているんだろうと理解しております。この言葉につきましては、人権施策推進基本方針という基になっている計画の中で使っている言葉、施策体系の言葉との関連がございますので、整合性がございますので、すみません、基本方針の次期改定に合わせての検討をさせていただきたいと思います。

そして、2つ目ですが、相談窓口の強化、そして、人権担当部署との連携ということでございますけれども、昨年も御報告しましたとおり、ハンセン病問題、健康福祉部では健康推進課、それから、島根県藤楓協会と連携して様々な事業行っております。そして、人権同和教育課との間で、今日お配りしましたパンフレットですね、小学生向けのパンフレット、よりよいものにしていくための事務レベルでの相談協議というのを始めております。そして、人権啓発推進センターさんでも機会を設けて県民向けの理解促進に取り組んでおられると。こういった格好で部局間の連携というのをやっておるという状況でございます。

そして、3点目なんですけれども、3点目はふれあい福祉協会のふれあい相談員のお話でございますが、東京に社会福祉法人ふれあい福祉協会っていうのがございまして、そこでふれあい相談員というのを制度をつくっておられます。聞きましたら、確かに島根県には1名しかいらっしゃらないようです。これ、社会福祉法人の事業でございまして、今後、必要があれば島根県であるとか島根県社会福祉士会であるとかにアプローチがあるものと思っております。

そして、4点目ですが、市町村の相談窓口の強化ということで、大田市の事例を御紹介

いただいておりますけれども、県もなんですけど、市町村も限られた人員体制の中で様々な行政課題に対応しなくてはいけないということがありまして、特定の課題に特化して窓口体制を強化していくということが本当に可能なかどうか。これは、大田市の取組事例というのがテレビですとか新聞で紹介されていますので、各市町村で御判断されていくものというふうに思っております。以上です。

○横山会長 ありがとうございます。

ハンセン病問題ということで、太田委員さん、いかがでしょうか。

○太田委員 それでは、一言だけお願いします。資料の中に、情報提供の別紙2として、大田市の人権推進課の相談窓口の写真を提出させていただきました。貼り紙1枚からのスタートということで、実際に大田市では体制が十分整わない中で、貼り紙1枚からスタートされました。このことは全国的に注目されています。家族訴訟等の弁護団のほうでも、これは画期的なことであるというふうに評価はいただいているんですが、先ほど担当者の方がお答えになりましたけども、もう一度言いますけども、ハンセン病の補償金等に関しては、あくまでもハンセン病問題については償いの施策なんです。そういう意味で、何とかもう少し、もう一歩進めていただきたいと思います。もう一度言いますけども、島根は注目されていますから、島根から全国に影響を及ぼしていくということもできることで、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○横山会長 分かりました。

それでは、8番、刑を終えて出所した人等への人権問題に関する御意見です。

それでは、地域福祉課のほう、お願いいたします。

○地域福祉G 三次GL 再犯防止に関しましての社会への意識啓発、あるいは行政関係者への十分な情報共有といったところがございますけれども、県の広報媒体、テレビ、新聞、SNS等を通じまして、広報啓発活動を引き続き実施をしております。また、市町村の担当者につきましては、会議等の折に情報共有を図っております。以上でございます。

○横山会長 太田委員さん、よろしいですか。

○太田委員 ここに書きましたけども、累犯障害者ということで、私も個人的に対応、まだ学校に勤務していた時代に対応に非常に苦勞したことがありまして、なかなか行政の対応としては隙間ができていくんですよね。そこを民間で埋めるというような実態がありましたので、この累犯障害者については、障害者の問題のところでも申し上げるべきだったか

もしもありませんけども、ぜひまた今後も取組をお願いしたいと思います。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、6ページのほうに移りたいと思います。性的指向、性自認等ということで、河野委員さんから、今日御欠席ですけれども、質問が出ております。人権同和対策課のほう、お願いいたします。

○人権啓発推進センター 高田センター長 河野委員からの御意見、私は毎年、同性パートナーシップ制度の導入をお願いしていますが、今年度の計画にもありません、御検討をお願いいたしますという。御指摘のパートナーシップ制度につきまして、現在、導入自治体の状況を調査しております。委員の御期待に沿えるように引き続き検討してまいりたいと思っております。

○横山会長 ありがとうございます。

河野委員さん、今日御欠席ですので、次に移りたいと思います。

12番、様々な人権課題についてということで、対策課のほう、お願いいたします。

○人権同和対策課 島田課長 回答のほうに書かせていただきましたように、基本方針に対応する形で資料1の59、60ページに、人権啓発ライブラリー事業については記載しているところがございますけれども、それ以外に、こちらの回答のほうにも書いておりますように、自死遺族さんの問題につきましては、人権フェスティバルですとか、今度12月にございます益田市のいのち・愛・人権展ですとか、そういったところでの展示、それから、人権啓発推進センターが主催する研修で、分かち合いの会の桑原さんの講演などということで、一応取組をさせていただいているところでございます。

○横山会長 ありがとうございます。

大変駆け足で、あっ、ごめんなさい。

太田委員さん、よろしいですか、ごめんなさい、すみません。

大変駆け足で質問に対する御回答、そして、意見に対する回答をここまでしていただきました。もう既に3時30分を回っております。実はこの後は情報交換というふうなことで、情報の提供をお願いするようになっておりますけれども、ちょっともう時間が過ぎてしまいましたので、情報提供、資料5のところをちょっと御覧いただけますでしょうか。資料5番です。

ここに5人の委員さんからそれぞれ情報提供をいただいております。課長さん、島田課長さん、いかがでしょうか。今の情報提供については、資料を見ていただくということで

終えてよろしいですか。

○人権同和対策課 島田課長 委員さんのほうでそれでよろしいということであれば、そのようにさせていただければ大変助かります。

○横山会長 川内委員さん、船木委員さん、平田委員さん、太田委員さん、それぞれおっしゃりたいこといっぱいあると思うんですけれども、ぜひということがあればお受けします。

○平田委員 1つだけいいでしょうか。

○横山会長 じゃあ、平田委員さん、どうぞ。

○平田委員 資料提供していますので、それに度々発言させていただいているので改めではないんですが、実習生問題とか外国人の問題、身近なことではなくて、どこかほかなところで起きてるんじゃないかっていうふうな感覚も割と普通、皆さんの間ではあるところがあります。でも、実際、本当に島根県内の身近なところでいろいろ起きています。そこを意識して周りを見ていただいたり、それから、いろんな改善を図っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○横山会長 ありがとうございます。

ほかの委員さん、ようございますでしょうか。

ありがとうございます。

そういたしますと、大変時間がせれてしまって、最後は本当に駆け足になって申し訳なかったんですけれども、質問した側、意見を申しました側の気持ちを受け取っていただいて、事務局のほうから誠意のある御回答を頂戴したものと思っております。ぜひ意のあるところをお互いに感じ合って、ぜひ来年度に向けてのまた新たな施策に反映していただければ大変ありがたく思っております。

大変拙い進行で申し訳ありませんでした。以上をもちまして、議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しいたします。

○足立G L ありがとうございます。それでは、島根県環境生活部次長の日下より、閉会の御挨拶を申し上げます。

○環境生活部 日下次長 島根県環境生活部次長の日下でございます。閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、大変御多忙のところ御出席をいただきまして、貴重な御意

見をたくさんいただきました。本当にありがとうございました。本日いただきました御意見は、しっかりと検討いたしまして、様々な人権問題の解決に向けてより効果的な取組となるように生かしてまいりたいと考えております。また、委員の皆様には、引き続き、御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○足立GL 以上をもちまして、島根県人権施策推進協議会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。